



2022/06/24 17:45 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	4101000144930
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	能代市竹生字古沼丸谷地			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
180番	山林	2082:		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成13年2月21日	
[余白]	[余白]	5861:	:	③181番、182番、188番6、188番7、188番8を合筆	
			:	〔平成29年12月15日〕	
180番1	[余白]	3021:	:	③錯誤	
			:	①③180番1、180番2、180番3に分筆	
			:	〔平成29年12月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年6月20日 第8549号	原因 昭和53年6月17日売買 所有者 男鹿市五里合箱井字町屋田134番地 杉本貞榮 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日
2	所有権移転	平成13年3月9日 第2327号	原因 平成12年9月7日相続 所有者 男鹿市五里合箱井字町屋田134番地 杉本貞彦
3	合併による所有権登記	平成29年12月7日 第6143号	所有者 男鹿市五里合箱井字町屋田134番地 杉本貞彦
4	所有権移転	平成29年12月25日 第6560号	原因 平成29年12月25日贈与 所有者 秋田市泉中央五丁目10番7号 杉本貞幸

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
<u>1</u>	<u>根抵当権設定</u>	<u>昭和56年8月24日</u> <u>第9509号</u>	原因 昭和56年8月17日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 男鹿市五里合箱井字町屋田134番地 杉本貞石材有限会社 根抵当権者 秋田市山王三丁目2番1号 株式会社秋田銀行 (取扱店 男鹿支店) 共同担保 目録(イ)第7307号 順位1番の登記を移記
付記1号	<u>1番根抵当権変更</u>	<u>平成17年11月28日</u> <u>第7383号</u>	原因 昭和59年4月1日本店移転 平成1年3月16日商号変更 平成8年4月1日組織変更 債務者 男鹿市五里合箱井字出ヶ沢118番地 株式会社杉本貞石材
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日
2	1番根抵当権抹消	平成29年11月20日 第5792号	原因 平成29年11月17日解除

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。